

平成20年度 すこやか子育て支援事業について

秋田県と市町村が経費の2分の1ずつを負担して、子育て家庭への経済的支援策として実施している補助事業のひとつです。

①保育料等の助成

平成17年4月2日以降生まれの1歳から就学前までの保育園等に入園する幼児に対して、保育料等の1/2を助成します。

○**助成の特例**…平成17年4月1日以前生まれの1歳から就学前までの幼児の場合は、保育料等の1/4を助成します。

○**経過措置**…平成18年4月1日以前生まれの第3子以降の場合は、経過措置として、所得制限を設けずに、これまでどおり保育料等の全額を助成します。

②乳児養育支援金

平成17年4月2日以降生まれの0歳児に対し、月額1万円の養育支援金を支給してきましたが、平成20年4月1日の制度改正により、4月分以降は月額5千円とし、平成21年3月分の支給をもって終了します。

(平成20年4月2日以降に出生した乳児については、仙北市独自で助成しています)

○**支給時期**…4～7月分は8月に、8～11月分は12月に、12月～3月分は4月に、それぞれまとめて支給します。

所得制限の基準

①と②の助成は、父母等の所得額が県で定める所得制限基準額を超えない世帯が対象となります。

〈所得制限基準額〉

扶養親族等の数	父または母の所得額
0人	2, 672, 000円
1人	3, 052, 000円
2人	3, 432, 000円
3人	3, 812, 000円
4人	4, 192, 000円
5人	4, 572, 000円

※県の乳幼児福祉医療制度(通称:マル福)と同一マル福の対象区分が「80」の方は所得制限を超えています。

■問い合わせ

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 子育て支援係
TEL (43) 2280

出生順位	生年月日	1歳～就学前
第1子	17.4.1以前	(特例) 保育料の1/4を助成
	17.4.2から 18.4.1まで	保育料の1/2を助成
	18.4.2以降	保育料の1/2を助成
第2子	17.4.1以前	(特例) 保育料の1/4を助成
	17.4.2から 18.4.1まで	保育料の1/2を助成
	18.4.2以降	保育料の1/2を助成
第3子 以降	17.4.1以前	(経過措置) 保育料の全額を助成
	17.4.2から 18.4.1まで	(経過措置) 保育料の全額を助成
	18.4.2以降	保育料の1/2を助成

申請手続き

①と②の助成を受けるためには、市役所各庁舎窓口で申請する必要があります。

〈必要なもの〉

- ・印鑑
- ・福祉医療費受給者証の写し
- ・振込口座のわかるもの
- ・第3子以降であることを証明する戸籍謄本(経過措置で保育料助成を受ける方のみ)

更新(再申請)手続き

1月～7月分までは前々年の所得により、8月～12月分までは前年の所得により審査します。

以前に申請した方でも、所得審査のため**8月に再度申請が必要です。**

また、所得制限により非該当になっていた方は、前年中の所得によっては、助成を受けられる場合がありますので、8月に申請手続きをしてください。